

仕 様 書

1 名 称

「T-Messe2025 富山県ものづくり総合見本市」におけるブース展示等企画運営業務

2 目 的

県内企業のデジタル化を促進し、企業の生産性向上や付加価値創出を図るため、令和7年 10 月末に開催される「T-Messe2025 富山県ものづくり総合見本市」(以下「T-Messe2025」という)の会場において、IoT・AIの活用事例がわかるブース展示や親子で学ぶものづくり教室を開催する。

3 委託業務の期間

契約締結日から令和7年 12 月 26 日(金)まで

4 委託業務の内容

- (1) 富山県内企業の IoT・AI 等活用事例がわかるブース展示
 - (2) 親子で IoT 技術を活用した玩具をつくるものづくり教室の開催
 - (3) ブース展示及びものづくり教室来場者に対するアンケートの実施・分析
- ※各内容の詳細は別紙2「企画詳細」を参照

5 業務分担

業務分担については、別紙3「役割分担表」を参照

6 留意事項

- (1) 展示内容は、別紙2「企画詳細」や県内企業のニーズを踏まえ作成すること。なお、本事業の趣旨と合致するものであれば、受託者が保有するサービスの活用事例も提案可能とする。
- (2) ブースの仕様については、富山県ものづくり総合見本市実行委員会との調整により変更となる可能性がある。
- (3) 事例企業は発注者が選定・調整する。ただし、両者協議のうえ最終決定するものとする。
- (4) ものづくり教室の応募状況により、参加者数が増減することがある。
- (5) ブース出展料やものづくり教室会場料は発注者が負担する。ただし、付随する費用(設備使用料等)は委託費に含め、受注者において支払を行うものとする。
- (6) 契約金額は、「企画内容の立案と実施」、「ブース展示やものづくり教室運営に係る人件費」、「その他運営業務」を含めた一式の金額とする

7 その他

- (1) 本業務によって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない
- (2) 業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない
- (3) 本業務によって新たに制作された成果物、その他これに類するものの著作権は、発注者に帰属するものとし、業務委託終了後も同様とする。なお、既に著作権が設定されているツールや市販の教材については、帰属の対象外とする
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及びものづくり総合見本市実行委員会と協議して定めるものとする。